

平成 21 年（行ウ）第 49 号 木曽川水系連絡導水路事業公金支出差止
請求事件

原 告 小林 收 外 91 名

被 告 愛知県知事 大村秀章 外 1 名

人証申請に対する意見書（2）

平成 24 年 1 月 31 日

名古屋地方裁判所民事第 9 部 A2 係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 佐 治 良 三

同 後 藤 武 夫

同訴訟復代理人弁護士 常 川 尚 瞳



原告らの平成 23 年 4 月 28 日付け証拠申出書（第 1 次）（以下「第 1 次証人申請書」という。）に係る人証申請に対して、被告らは以下のとおり意見を述べる。なお、本意見書においては、特に断りのない限り、従前使用したのと同一の略称を使用する。

第 1 総論

1 原告らが第 1 次証人申請書により申請する 2 人の人証候補者らは、以下に述べる理由により、いずれも不適切かつ不必要であるから採用されるべきではない。

とりわけ、原告らがこの両名の人証候補者によって明らかにするとしている事項は、いずれも原告らのいわば法律上の価値判断を含んだ「主張」そのものであり、一定の事実の存否、即ち本訴の原告

らの請求を基礎付ける要件事実ないしはその重要な間接事実の存否の判断の証拠となるような性格のものではないことは明らかである。

そればかりか、原告らの本訴請求を基礎付ける「事実」が存するか否かについては、今日までに両当事者から提出された書証によつて既に十分判断が可能である。

2 ところで、原告らの主張によれば、原告らの本訴請求に理由があるとされるためには、本件住民訴訟の対象とされている本件各支出を含む財務会計行為自体が違法であることが必要である。

しかしながら、原告らが第1次証人申請書記載の人証候補者の証言によって明らかにすると述べている各事項は、いずれも財務会計上の義務違反の判断に関わるものではないから、そもそもそのような事項を立証する意味などないのである。

3 よって、原告らが第1次証人申請書によって求めている人証候補者の証人尋問を行うことは不適切かつ不必要であり、訴訟経済の観点からも許されるべきではないから、既に却下を求めていた原告らの平成23年12月12日付け証拠申出書にかかる人証と合わせて、原告らの全ての人証申請について、被告らは却下を求めるものである。

以下、念のため、人証候補者毎に上記の理由について補足する。

第2 各論

1 証人候補者山内克典について

(1) 証明すべき事実について

原告らは、証人候補者山内克典（以下、便宜上「証人山内」という。）の取り調べにより、木曾成戸地点における河川維持流量はヤマトシジミの生息を目的及び根拠として設定されたものであ

り、その設定値に何の根拠もないことを甲19に基づいて立証するとしている。

しかしながら、被告らが、その準備書面1、4頁以下、準備書面9、4頁以下、準備書面10、1頁以下及び準備書面11において繰り返し主張したとおり、木曾成戸地点における河川流量を $50\text{ m}^3/\text{s}$ とする取り扱いは、関係行政機関により構成される木曾三川協議会により昭和40年に決定された木曾三川水資源開発計画等に基づき、下流の漁業にも配慮した上で基準流量として設定され、以来、木曾成戸地点における流量がこの基準流量を超えているときに限り、新規の利水のための取水や上流のダムの貯留を行うことができるように制限されてきたものなのである。

しかし、乙47に記載の木曾成戸地点でのヤマトシジミの生息状況の調査は、上記のような歴史的経緯を踏まえて設定されていた木曾成戸地点における $50\text{ m}^3/\text{s}$ という河川流量が相当であるかを検討するためのものであって、この調査をもって木曾成戸地点における河川流量 $50\text{ m}^3/\text{s}$ という基準流量を定めたものではないことは証拠上明白というべきである。

原告らが甲19に基づいて証人山内に証言させようとする内容は、そもそも被告らが主張もしていないような前提を自らあげつらった上で、これを証人山内の証言により打ち消そうというものであり、それ自体全く無意味な立証活動であることは明らかである。

さらに、証人山内が証言を予定している内容は甲19に記載されているところを見れば明らかであり、ことさら証人として証言を求める必要はないことも明らかなのである。

(2) 証人の属性について

証人山内は、長良川河口堰に反対する立場から、長良川河口堰の影響について調査を行ってきた「長良川下流域生物相調査団」（1990年結成、2010年解散）の団長を務めていた。この調査団は、長良川下流域の生物を総合的に調査し、「長良川下流域調査報告書2010」を取りまとめているが、この報告書は、長良川河口堰が汽水域を破壊し、河川を湖沼化、人口水路化し、長良川の自然環境を一変させたとの、この種の反対運動を展開する立場の者ら特有の根拠のない一方的な見解に終始している。

また、証人山内は、「河口堰に反対し、長良川を守る岐阜県民の会」の代表世話役人を務めている。同会は、国政選挙時に長良川河口堰に関して主要5政党に質問を実施し、回答結果を公表する等の活動をしている。

そして、証人山内は、岐阜県議会に「長良川河口堰に関する請願」を提出し、長良川河口堰のゲートを直ちに開放すること等の意見書を国へあげることを請願している。

さらに、証人山内は、長良川河口堰検証第2回専門委員会において、リソースパーソンとして「長良川河口堰は汽水域生態系を破壊し、生物多様性を著しく減少させた」等の意見陳述をしているのである。

以上の事実から明らかだとおり、証人山内は、さながら原告の一人と言っても過言ではないような、公共事業に反対の主張をなす価値観を持った人物であり、客観的な立場である専門家証人といえず、公平性に欠ける人物であるから、同人を原告とは独立した人証として採用すること自体不適切かつ不必要というべきである。

2 証人候補者富樫幸一について

(1) 証明すべき事実について

原告らは、証人候補者富樫幸一（以下、便宜上「証人富樫」という。）の取り調べにより、新規利水の供給として本件導水路が必要ないことを証人富樫が作成した意見書（甲23）に基づいて立証するとしている。

そして、甲23には、過去の木曽川水系フルプランにおける都市用水の需要想定値と実績に乖離が認められること、現行フルプランの需要想定値についてもフルプラン策定以降の実績と乖離がありその想定が過大であるということ及び木曽川水系での水資源は過剰開発となっているという、この種の反対運動を展開する立場の者ら特有の根拠のない一方的な見解が述べられている。

しかしながら、被告らが、その答弁書、準備書面6及び準備書面8において繰り返し主張したとおり、そもそも、平成16年に変更された木曽川水系フルプランの平成27年度の需要想定値は、昭和55年度から平成12年度までの過去の実績を用いて想定されたものであって、その合理性には疑問の余地はないばかりか、原告らの主張は、フルプランの全部変更計画を立案する時点では存在していない平成19年度までの実績値を根拠に同変更計画を検討するに等しく、論理的にあり得ないものである。

しかるところ、甲23は、まさに現行フルプラン策定以降の実績を基に独自の見解を述べているにすぎず、そのような見解について証言したとしても、何の意味もなく、財務会計上の義務違反の判断とは全く無関係なものなのである。

さらに、証人富樫が証言を予定している内容は甲23に記載されているところを見れば明らかなのであり、ことさら証人として証言を求めるまでの必要性もないものである。

(2) 証人の属性について

証人富樫は、長良川に徳山ダムの水はいらないという立場から木曽川水系連絡導水路計画に反対する運動を進めている「長良川市民学習会」の副代表であり、また、名古屋市が主催した「木曽川水系連絡導水路事業公開討論会」に導水路不要論側の専門家として参加している。

また、証人富樫は、長良川河口堰検証プロジェクトチーム会議における公開ヒアリングにおいて、木曽川水系フルプランの需要想定が過大である旨の発言をしている。

このように、証人富樫は、さながら原告の一人と言っても過言ではないような、本件導水路事業に反対の考えを有する人物であることは明らかであり、およそ証人としての適格性を有しない人物であることは明白である。

さらに、証人富樫は、これまで、本件以外のダム関連裁判において、原告側の主張を裏付けるための意見書を提出するなどしているが、それらの訴訟において原告が勝訴した事件は1件もないのであり、このことからも、証人富樫が、何らの根拠に基づかない、偏った独自の見解を繰り返す人物であることが明白なのである。

第3 結論

以上述べたところから明らかなとおり、原告らの申請にかかる人証候補者は、いずれも人証としての適格性を欠き、取り調べることは無意味であるから、全て採用されるべきではない。

以上